



WILLKOMMEN - BENVENUTO - BIENVENUE - WELCOME - DOBRODOŠLI

アルパイン・パールズ

加盟基準

2008年12月

アルパイン・パールズ

c/o TVB Werfenweng

Weng 138

A-5453 Werfenweng

## 目次

A：序章

B：基本条件

C：モビリティ

1. 目的を伴う移動

1.1 原則

1.2 パールへの移動

1.3 パール周辺の移動

1.4 パール内の移動

2. 休暇を楽しむための移動手段

2.1 原則

2.2 サービスの概要

2.3 サービスの詳細

3. サービスの品質

3.1 原則

3.2 当該地域における情報提供

D：その他

E：協力団体

F：休暇を楽しむための各種モビリティについて

## A：序章

- ・ アルパイン・パールズ（以下、当団体）は、アルプス地方における、環境にやさしいツーリズム、特に環境にやさしい移動手段を促進する

### 環境にやさしい移動手段

- パール（当団体加盟地域）への往路・復路
- パール内、近郊への移動
- パール間の移動

### 評価基準

- 持続可能であること
- 汚染のない環境
- 美しい景観
- 自然保護
- 地域における付加価値
- 地域の特性及び文化的特性の保持

### 対象となる活動

- ツーリズム・交通において環境に悪影響を及ぼす要因を最大限に排除する
- 景観維持
- 再生可能エネルギーの供給
- ごみ削減
- 地域産物の活用

### 目的

- 持続可能性を考慮し、環境に負荷のかかるツーリズムや交通手段を最大限に排除し、景観の維持、自然保護、再生可能エネルギーの供給、ごみ削減や地域産物の活用を促進する
- 国境を越えたツアー「アルパイン・パールズ」を提案する
- 当団体のツアーを普及させるための宣伝・マーケティング活動を行う
- 他のパールや団体とのソフト・モビリティ（環境にやさしい移動手段の利用）についての経験や情報の交換など、国境を越えた協力活動を行う
- 他の EU 諸国をはじめ、州、自治体、経済界、交通業界、環境・ツーリズム団体、交通機関（バス・鉄道等）、旅行会社と協力して活動を行う
- 環境に配慮した経済発展を目標とし、専門企業との協力活動を行う

- 当団体の理念・意義の宣伝活動を通して、新たな顧客マーケットの開拓に努める
- ツーリズムと交通に関する書類にて定められたアルプス協定の目標設定を実現化する義務を負うものである

## B：基本条件

1. 自治体の他、観光政策決定機関（観光協会などのツーリズム団体）も持続可能な営みについて公言し文書化していること
2. 加盟基準は、観光に関連する設備を備える全自治体に適用される。自治体や観光政策決定機関は基準の遵守を公言していること
3. 加盟基準に満たない場合は、変更プロセスによって、またその翌年の観光客が明確に認識できる変更プロセスによって、当該地域の基準遵守の意思を判断する
4. 当該地域にとって観光業が主要な活動の一つであること。その基準となる数値は、以下により判断される。
  - a. 旅行者の宿泊日数を3年毎に平均値化（宿泊日数）
  - b. 各地域住民に宿泊日数（上記 a）が割り当てられる（宿泊の集約性）
  - c. 各地域住民に観光客のベッド数が割り当てられる（ベッドの集約性）

上記 a に従い、3年間の平均値は、算出する年度に接する3カ年の宿泊数から算出される。統計データがない場合は、宿泊日数の見積りを適用する。

上記 b,c に従い、居住者数は最新の国勢調査の結果により算出される。

上記 c に従い、観光客のベッド数調査は、調査の算定期間が考慮される。統計データがない場合は、見積り数を適用する。

加盟パールによる会議にて加盟基準のための数値を決定すること。少なくとも3つの条件（宿泊日数、宿泊集約性、ベッド集約性）のうち1つは条件を超えること

5. 環境に悪影響を及ぼさない交通手段を発展させる計画を、市町村議会で決定し文書化すること（例：交通緩和、公共交通機関の推奨、駐車場経営等）
6. 中心地の交通量は、年間平均1日10,000台を超えないこと
7. 自家用車を利用しない観光客に対し、質の高い休暇を満喫できる区域を提供すること（例：駐車場設置、散歩道の設置等）
8. 混雑した都会の性質を持つ地域は、中心地に、広大で交通量の少ない、歩行者や自転車に優しい区域（例：交通量の少ない区域、道路脇の喫茶店等）を作ること。更に、中心

地内には、自動車乗り入れ禁止区域を作り、歩行者に質の高い休暇を提供すること。  
(自転車の乗り入れ禁止) また、決められた時間内の積み荷作業は許可される。

9. アルプス地方特有の美しい景観を備えていること。景観を損なう騒音や有害物質を排出する工場のないこと。

## C: モビリティ

### 1. 目的を伴う移動

#### 1.1 原則

- 1.1.1 ある地点から他の地点へ移動する観光客の需要を満たすものである  
(パールへの往路復路、買い物、薬局やレストラン、遠足等)
- 1.1.2 全ての移動手段は、鉄道またはバスで旅行する観光客、または休暇中に自家用車を利用しない観光客のために提供される。その際は、高品質の移動サービスを提供しなければならない
- 1.1.3 排気ガスの量に関して最新の技術を持った乗り物を提供しなければならない。  
可能であれば環境にやさしい乗り物を導入すること
- 1.1.4 移動手段の制限された観光客のニーズを考慮すること  
(例: 乗り降りしやすい低床バス等)

#### 1.2 パールへの移動

- 1.2.1. 1 週間 (7 日間) を通して午前 8 時から午後 22 時までの間、乗用車以外の以下の交通手段を利用して最低 2 時間で到着できること

- a. バスまたは鉄道
- b. 国際列車と接続する最寄駅を往復するシャトルバス
- c. 遠距離列車と接続する最寄駅を往復する交通手段 (呼び寄せタクシー等)
- d. 最寄りの遠距離列車の停車駅やバス停を往復する送迎サービス
- e. ホテルやレストランによる最寄駅からの送迎サービス

上記 a~e のうち、少なくとも 1 つが可能であること。e については、宿泊施設数が 20 以下の小規模の地域のみとする。

- 1.2.2. 質の高い移動サービスは以下の条件が義務付けられる

- a. 上記 1.2.1. について、最寄りの連絡地点への往復の際、待ち時間が 15 分を超えないこと (例: 鉄道、バス、乗合タクシー、シャトル、ホテルによる送迎等)
- b. 荷物の配送は、送迎の際保証されなければならない
- c. 上記 1.2.e. にあるように、ホテル/レストランが最寄駅からの送迎サービス

スを行う場合、ホテル／レストランと自治体又は当該地域のツーリズム団体との間で上記 1.2.1.、1.2.2.で要求される質を保証する契約を交わさなければならない

### 1.3 パール周辺の移動

- 1.3.1. 公共の近郊旅客輸送網と連結していること。これによって近場への旅行や観光客のニーズ（買い物、薬局等）にこたえること
- 1.3.2. この交通網規模はツーリズムの需要に従うものであること。週末においても、様々な交通機関が調整された時刻表にそって定期的に運行されること。停車駅（適切な場所・質の高さ）など観光客のニーズにこたえる努力すること
- 1.3.3. 移動手段を利用するためのカードは滞在期間中提供されなければならない
- 1.3.4. 交通網が十分でない場合は、上記 1.3.1.、1.3.2.に従って、シャトルバスを利用した適切なサービスを提供すること。また、十分な宿泊施設を持たない小規模の自治体は、宿泊施設によってこれらのサービスを保証すること。

### 1.4 パール内の移動

- 1.4.1. 観光客のニーズにこたえた高品質のサービスを保証すること。パール内における移動手段は以下のとおり。
  - ・ バスまたは鉄道
  - ・ パール内バス
  - ・ 呼び寄せバス
  - ・ 馬車
  - ・ ケーブルカー
- 1.4.2. 移動手段のサービスは観光客のニーズにあわせて毎日提供されなければならない
- 1.4.3. 項目 E-3にあるように、鉄道やバスでの来訪者、滞在中に自家用車を使用しない観光客にはゲストカード（温泉利用カード、SAMO カード等）が提供される
- 1.4.4. 全ての重要な観光地へ徒歩で到達できる規模の自治体においては、移動手段サービスは提供されない

## 2. 休暇を楽しむための移動手段

### 2.1 原則

- 2.1.1. 観光地への往路復路や買い物など、ある地点から他の地点への移動ではなく、休暇中に楽しむために利用する移動手段であること

2.1.2. 観光客向けには、環境にやさしい、休暇を楽しむための移動手段のみを提供すること。モータースポーツ（内燃機関を備えるもの）は厳禁とする。\*

2.1.3. 休暇を楽しむ移動手段として規定するものは以下のとおり

- ・ ハイキング
- ・ 散歩
- ・ ノルディック・ウォーキング
- ・ 登山
- ・ サイクリング
- ・ マウンテンバイク
- ・ 水泳
- ・ ボート
- ・ 乗馬
- ・ 馬車
  
- ・ 電気自転車
- ・ パラグライダー
- ・ クロスカントリー
- ・ スキー
- ・ アルペンスキーとスノーボード
- ・ 雪靴での散歩
- ・ そり
- ・ アイススケート

\* 当該地域で行われるイベントはこの規定と関係をもつものではない。

## 2.2 サービスの概要

2.2.1. 各パールは休暇を楽しむための移動手段を提供しなければならない

2.2.2. 内容は以下のとおり

- ・ ハイキングコース
- ・ レンタサイクル
- ・ 当団体のロゴマーク入り電気自転車のレンタル

## 2.3 サービスの詳細

2.3.1. 提供されるサービスのうち少なくとも1つは特に良質であること。後述の F に定められた基準を守っていること

2.3.2. 各パールにおいて、休暇を楽しむ移動手段についてさらに詳細を規定すること

### 3. サービスの品質

#### 3.1 原則

- 3.1.1. 鉄道やバス、自家用車で休暇を過ごす人々の需要を考慮すること
- 3.1.2. 他の観光地との差別化を図るため、提供される移動手段について外部からのアドバイスを受けること
- 3.1.3. 観光客は、提供される移動手段の時刻表案内を電子情報で確認できること

#### 3.2 当該地域における情報提供

##### 3.2.1. 協力団体

- 3.2.1.1. 包括的なアドバイスを提供するパートナーを定めること
- 3.2.1.2. 当団体のプログラムを提供する企業やツーリズム団体の就業者は、年に一度当団体の理念・概要について学ぶ機会を持つこと
- 3.2.1.3. 環境にやさしい移動手段についての案内所を設置すること
  - ・ 24時間、週7日（インターネット・紙媒体での案内／案内パンフレット）
  - ・ 6時間、週6日（テレフォンサービス）
  - ・ 4時間、週6日（個別対応／観光シーズン）

##### 3.2.2. 内容

- 3.2.2.1. 自家用車以外での往路・復路、当該地域内の移動手段についての情報を以下の方法で提供すること
  - ・ 紙媒体の広告
  - ・ ツーリズム団体のパンフレットへ掲載
  - ・ 観光客からの問い合わせに対する回答、及びツーリズム団体を介して当団体のプログラムを提供しているホテルを予約する際に、当団体の情報を提供すること
  - ・ 当該地域のツーリズム団体のウェブサイト上に、自家用車以外での移動（鉄道その他の公共機関の時刻表を含む）についての情報を掲載すること
  - ・ 鉄道及びバスの交通網は、パンフレットやツーリズム団体・企業のウェブサイトにも道路網と同様に表示しなければならない。アクセスの方法については、鉄道及びバスを利用したアクセスについてもツーリズム団体のウェブサイトに表示しなければならない。
- 3.2.2.2. 観光客に対して、積極的かつ高品質のアドバイスを行うよう努めること
  - ・ パールへの往路・復路の最適な交通連絡についての情報提供
  - ・ チケット予約、予約確認
  - ・ 鉄道の座席指定予約
  - ・ 送迎サービス／荷物配送サービス

- 3.2.2.3. 正しい情報とサービス（チケット予約、鉄道の座席予約、荷物配送サービス等）の提供を可能にするため、モビリティセンターによるアドバイスとモビリティサービスを保証すること
- 3.2.2.4. 500km までの飛行機による訪問の依頼を断念すること。2,000km 以上の距離のある訪問は最低 7 日間の滞在が望ましい。当該地域は、最寄の飛行場への送迎サービスを提供すること。

## D：その他

### 1. 自然と環境

- 1.1. アルプス地方特有の美しい景観を保っていること、また環境に悪影響を及ぼす騒音や有害物質が排出される工場のないこと
- 1.2. 排水・ごみの削減については自治体自ら対策を検討すること
- 1.3. 利用可能なアルプス源泉の飲料水（泉）があること
- 1.4. 再生可能エネルギーの利用など、省エネ対策によって CO2 削減を促進すること
- 1.5. 価値・自然の質・保存対策を積極的に協議すること
- 1.6. 騒音に関する自治体の規定や法で定められた制限条件を当該自治体に適用すること（夜間のオートバイ、トラックの通行禁止、休憩時間の規定など）、観光に関連のある地域に騒音のない区域を設定すること（中心部、保養地等）
- 1.7. 観光客向けインフラ対策（交通網、スキー場コース）は、環境保護の観点から行うこと
- 1.8. 多くの観光客が押し寄せる地域や保護の必要性の高い地域に対しては、環境に負荷のかからないよう対策をとること
- 1.9. 全ての自治体とツーリズム対象地域においては原則として禁煙とすること（場合によっては室内を禁煙と喫煙に分離させること）
- 1.10. 公園（緑地帯）や歴史的価値のある区域や塞がれた道は、住民や観光客が気持ち良く過ごせるよう特に保護すること
- 1.11. 自治体は、伝統的かつ環境にやさしい手工業及び林業を積極的に支援すること（例：鉱山業、チーズ農家、ワイン農家、家畜用牧草地の保持等）

### 2. 食文化ー地域の経済循環

- 2.1. 地域特有の食文化を保護すること、以下については特に奨励すること
- ・ 農業と飲食業界の協力
  - ・ 地域産物を取り扱う市場
  - ・ 地域特有の料理を提供するコック

- ・ 地域特有の料理方法

2.2. 域産の木材等を当該地域における建築資材として活用することを支援する

### 3. 地域文化

3.1. 地域に根ざしたサークル活動を支援すること（例：民族衣装サークル、教会の楽団等）

3.2. 地域特有の若しくは伝統のあるイベント（お祭り）を開催すること。文化行事カレンダーを作成すること

3.3. 伝統手工芸品教室や展示を定期的に行うこと（例：彫刻、木彫り、チーズ製造、体験教室など）

### 4. 住宅街と建築物

4.1. アルプス地方特有の美しい景観を保持するため、建築局による新築・改築の許可を厳重にチェックすること

4.2. 生活必需品を入手する店があること（スーパー等）

### 5. 教育

5.1. 住民の環境意識及び持続可能な考え方を促進させること

- ・ 少なくとも年に1度、幼稚園や学校において持続可能性についての日を設けること
- ・ 少なくとも年に1度、成人向けに持続可能な発展についての教室を設けること
- ・ 毎年行われるヨーロッパの“カーフリーデー”に参加すること
- ・ 少なくとも年に1度、持続可能な地域発展について議論すること

5.2. 年に一度、パールでの研修旅行に参加すること

### 6. 参加プラン

6.1. 地域住民は、当団体の理念・加盟基準の決定プロセスに参加すること

6.2. 当団体の目標設定と加盟基準は、当該地域の委員会において民主主義のルールにのっとり行われる

## E: 協力団体

1. 自治体及び当該地域のツーリズム団体のウェブサイトにも当団体のウェブサイトへのリンクをはること。両ウェブサイトにも（できればトップページにも）当団体のロゴマークを表示すること。

2. ツーリズム団体のパンフレットにも当団体のロゴマークを表示すること。そのうち少なくとも

とも1つには当団体のテーマを記載すること。

3. 当該地域は、夏と冬に少なくとも各1件ずつ当団体のプログラムを提供し、当団体の発行する出版物に掲載すること。

掲載されるプログラムは、宿泊場所以外に以下の条件を備えていること。

- a. バスや鉄道を利用した、宿泊場所への交通手段
- b. 自家用車での訪問者は、最低4日間車の鍵を預けることにより特典が得られること
- c. 滞在期間中、パール内でのモビリティ・カードや交通チケットを提供すること  
(カードのない場合は、ソフト・モビリティを利用したプログラムを最低3つ用意すること)
- d. 最適な鉄道の乗り継ぎや荷物の運搬についてのアドバイスをすること

4. 当該地域の観光案内所に当団体のパンフレットを置くこと

F：休暇を楽しむための各種モビリティについて

1. ハイキング
2. 散歩
3. ノルディック・ウォーキング
4. トレッキング（登山）
5. サイクリング
6. マウンテンバイク
7. クロスカントリースキー
8. グレンデスキー
9. スキー（アルペンスキーとスノーボード）
10. 水泳
11. そり
12. 乗馬
13. 馬車
14. 電気自転車
15. パラグライダー

本項目については、順次個別に規定する.

日時：2007年10月8日

於：カルナイド